

○ 委員長報告

2月定例会本会議で報告された経済企業委員長報告は、以下のとおりです。

平成26年2月定例会

経済企業委員長報告

報告いたします。

当委員会に付託されました議案の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、いずれも原案のとおり可決決定されました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず第1点は、来年度のえひめ営業本部の取組みについてであります。

このことについて一部の委員から、東アジアでの営業活動についてどのような戦略を考えているのか。また、国内では、首都圏中心の営業活動が多いと思うが、名古屋や関西方面への事業展開にどう取り組むのかとただしたのであります。

これに対し理事者から、東アジアへの売り込みは、香港やシンガポール等において、引き続き地道な営業活動を積み重ねていくほか、現地の百貨店での愛媛フェアの開催等を契機に、マレーシアやインドネシアなど、今後成長が見込まれる地域との取引につなげていきたい。

また、名古屋や関西方面への事業展開については、これまで、名古屋のアンテナショップの活用やホテル等での愛媛フェアの開催のほか、本年度新たに、名古屋の飲食店を「えひめ食の大使館」に認定するなど、積極的な取組みを行ってきたところである。

今後、大阪事務所と連携し、1件でも多く継続的な取引が獲得できるよう営業活動を一層強化していきたい旨の答弁がありました。

第2点は、消費税の価格転嫁対策への取組みについてであります。

このことについて一部の委員から、消費税率の引き上げが間近に迫っているが、県では、県内中小企業が消費税を適正に価格転嫁できるよう、どう取り組むのかとただしたのであります。

これに対し理事者から、昨年10月1日の消費税転嫁対策特別措置法の施行に合わせて、県庁、各地方局・支局の関係課に窓口を設置し、転嫁拒否等の情報を受け付けた場合は、調査及び指導権限を有する国の機関へ速やかに通知する体制を執っている。

また、消費税率引き上げの影響により、景気の腰折れにならないよう、緊急経済対策特別支援資金の融資枠をこれまでより30億円増額し、過去最大の350

億円を計上して資金繰り支援に万全を期すほか、県内中小企業への影響が最小限に抑えられるよう、引き続き必要な対策を講じていきたい旨の答弁がありました。

第3点は、電気料金改定についてであります。

このことについて一部の委員から、平成 26、27 年度の電気料金改定交渉の状況はどうか。また、その結果をどのように考えているのかとただしたのであります。

これに対し理事者から、四国電力との電気料金改定交渉については、昨年 12 月以降、都合 3 回の交渉を行い、本年 1 月末の交渉で本県の申し入れが認められたため、2 月上旬に交渉妥結し、2 月 28 日に四国電力との間で契約を締結した。

料金単価については、現行の 1 キロワットアワー当たり 7 円 23 銭から、7 円 73 銭に改定され、1 キロワットアワー当たり 50 銭、率にして 6.9%アップの改定となった。

今回の交渉に際しては、本県と同様に電気事業を実施している高知県や徳島県とともに四国 3 県で、早い段階から交渉に向けての勉強会を重ねるとともに、四国電力に対して合同で要望活動を行い、共同歩調で交渉に臨むなど、これまでになく取組みを行ったことにより、今回の結果につながったものと考えている旨の答弁がありました。

このほか、

- ・新エネルギー等導入促進支援事業
- ・ニート等の就労支援
- ・県立中央病院の整備運営事業
- ・会計制度見直しの内容
- ・小水力発電設備整備事業

などについても、論議があったことを付言いたします。

最後に、請願について申し上げます。

当委員会に付託されました請願 1 件については、願意を満たすことができないとして、不採択と決定いたしました。

以上で報告を終わります。